

# デンマークの特別のニーズを有する若者を対象とする 青年期教育制度について——デンマークの STU 法の構造 (2)

古 畑 淳

On the Youth Education System for the Young People with Special Needs in Denmark:  
Structure of Danish STU Law (2)

Jun FURUHATA

目次

はじめに

- I STU を形作る法令と法令所管省が示す行政指針
- II STU 法の章構成
- III STU の目的等 (STU 法の第 1 章)
  - 1. STU の目的
  - 2. STU の対象とその意図
  - 3. STU 法が定める教育提供についてのコムーネ議会の情報提供義務
- IV STU に関するコムーネ議会の提供 (STU 法の第 2 章)
  - 1. 青年期教育に対する若者の権利
  - 2. コムーネ議会の 3 年の STU の提供義務
  - 3. STU の開始時期・対象年齢・完成年限
  - 4. コムーネ議会による STU の対象者の決定
  - 5. 若者の教育ガイダンスによる「3 年の個人教育計画の構想」の提案とその作成
  - 6. コムーネ議会による「3 年の個人教育計画」の承認
  - 7. 若者の教育ガイダンスによる教育計画の調整 (以上、第 20 号)
- V STU の内容 (STU 法の第 3 章)
  - 1. 教育及び教育内容についての基本的な考え方
  - 2. STU の教育の構成要素
  - 3. 教育計画に記されるべき内容
  - 4. 教育の諸要素の多様な提供機関 (学校、諸機関等)
  - 5. コムーネ議会と多様な提供機関 (学校、諸機関等) との協定の締結
  - 6. 教育全体の授業時間数
  - 7. 実習の授業時間数
  - 8. STU への参加の中断と再開
  - 9. STU に要する諸費用の支払い

10. 居住地の変更と STU への参加

11. コムーネ議会による能力報告書の作成と発行

VI 移動等 (STU 法の第 4 章)

1. STU への参加のための移動の制度

2. 必要な教育器具の無償による提供

VII 不服申立て等 (STU 法の第 5 章)

1. 不服申立て制度について定める法令の規定

2. 不服申立ての対象となるコムーネ議会の決定

3. 不服申立てを行うことができる者等

4. 特別教育不服審査会による不服の審査

おわりに (以上、本号)

### 【資料編】

資料 1. STU KØBENHAVNSVEJ 発行のパンフレット「STU KØBENHAVNSVEJ PRAKTISK UDDANNELSE FOR UNGE MED SÆRLIGE BEHOV」の紹介

資料 2. Lov om ungdomsuddannelse for unge med særlige behov (Lovbekendtgørelse nr 783 af 15/06/2015) の全訳、及び 2019 年 5 月 28 日統合法律第 610 号 (Lovbekendtgørelse nr 610 af 28/05/2019) による STU 法の改正の解説

資料 3. Bekendtgørelse om ungdomsuddannelse for unge med særlige behov (Bekendtgørelse nr 739 af 03/06/2016) の全訳

## V STU の内容 (STU 法の第 3 章)

これまでに確認してきたように、個々の若者に対する STU の教育内容は「個人教育計画」に示されることになるわけであるが、本章では、STU 法及び省令が、STU (特別に計画された青年期教育) と呼ばれる青年期教育の内容をどのように規定しているのかについて考察することとする。このことを定めるのは STU 法の第 3 章であるが、同章は「STU の内容」とのタイトルのもと、第 4 条から第 9 条までの規定において、教育及び教育内容についての基本的な考え方 (1.)、STU の教育の構成要素 (2.)、教育計画に記されるべき内容 (3.)、教育の諸要素の多様な提供機関 (学校、諸機関等) (4.)、コムーネ議会と多様な提供機関 (学校・諸機関) との協定の締結 (5.)、教育全体の授業時間数 (6.)、実習の授業時間数 (7.)、STU への参加の中断と再開 (8.)、STU に要する諸費用の支払い (9.)、居住地の変更と STU への参加 (10.)、コムーネ議会による能力報告書の作成と発行 (11.) などについて定めている。

### 1. 教育及び教育内容についての基本的な考え方

STU の教育及び教育内容についての基本的な考え方を示す法令の条文は、STU 法第 4 条第 1 項、省令の第 5 条第 1 項の規定である。

STU 法第 4 条第 1 項は、「STU は、個々の若者の能力、成熟及び興味に対する考慮のもとに、

考えられる最も広い範囲で計画されなければならない。STUは、計画され、かつ調整された課程を構成するものでなければならない。」と定めている。そして、省令第5条第1項は、「STUは、若者の能力、成熟及び興味に対する考慮のもとに、考えられる最も広い範囲で計画されなければならない。STUは、計画され、かつ調整された課程を構成するものでなければならない。また、個人の発達の進行が目標として定められなければならない。可能性のある更なる教育や職業従事に応じて、若者の可能性に焦点が合わせられなくてはならない。」と定めている。

法令の以上の規定が示すように、STUは、個々の若者の能力、成熟、興味を考慮して、考えられる最も広い範囲で計画される青年期教育であるとの特徴を有している（その教育は計画かつ調整された課程のもとで実施される）。また、個々の若者の発達の進行が目標として定められる青年期教育であり、更なる教育や職業従事（雇用）に対する若者の可能性に焦点が合わせられた青年期教育であるとの特徴を有している。

つまり、STUにおいては、個々の若者の「発達の進行」を目標として、個々の若者の「能力、成熟、興味」を考慮した教育、また、個々の若者の「可能性」に焦点を合わせた教育が、可能な限り広い範囲で（広範に及ぶ教育内容として）、「計画かつ調整された課程」のもとに実施されるのである。

STUの教育の基本的な考え方と特徴は以上のようにまとめることができるが、このようなことからSTUでは、先の「IV 5. (2)」において述べたように、「将来の教育及び職業従事を含めて、若者の希望及び可能性を明らかにすることをねらいとする12週までの解明期間」の設定が必要とされる場合が生じることになるのである（STU法第4条第2項、省令第6条第1項参照）。また、教育の内容としても、STU法第6条第1項が規定するように、「授業、及び企業と諸機関での実習を含む実地的な諸活動」（省令第5条第2項は、以上に加え「訓練」を挙げている）が教育の構成要素に位置づく<sup>(25)</sup>ということになるのである（STU法第6条第1項は、「STUは、授業、及び企業と諸機関での実習を含む実地的な諸活動の諸要素により構成される。」と規定している。また、省令第5条第2項は、「STUは、授業、訓練、及び企業と諸機関での実習を含む実地的な諸活動の諸要素により構成される。」と規定している）。

以上のことからSTUでは、指針が解説するように、「対象者の大きな多様性により、様々な教育課程及び教育の場所が必要になる」のであり、STUにおける「教育の提供は、一定の機関又はすべての人に共通の教育課程に委ねることによっては満たすことはできない」ということになるのである（指針第1章）。指針の言葉を借りるならば、STUは、「教育の全課程を通して、一様の教育提供を行うものではない」個別の青年期教育であると言うことができるのである。また、「STUは、参加者の条件、ニーズ及び関心から、個別に計画されなければならない」青年期教育であると言うことができるのである（指針第1章）。

STUの教育の魅力は、その個別性と多様性にあると言うことができるが、それは、STUが掲げる目的（STU法第1条第1項参照）の帰結であると言えることができる（STUの目的については、本稿III 1. を参照のこと）。STUが多様な彼らを対象とする以上、教育の個別性と多様性は、むしろ必然であるということができるのである。そしてそうであるから、STUにお

いては、指針が解説するように、目標（教育の途中での部分目標及び最終の目標）の設定が大事になるのであり、その目標は、「発展や達成が生じているかどうかを評定し評価することが可能であるように、相当に具体性のあるものでなければならない。」（指針第1章）ということになるのである。

## 2. STUの教育の構成要素

STUの教育は、「授業（undervisning）、及び企業と諸機関での実習（praktik）を含む実際的な諸活動（praktiske aktiviteter）」の諸要素（elementer）から構成される。このことを定めているのは、STU法第6条第1項及び省令第5条第2項の規定（先に記したように省令は、以上に加え「訓練（træning）」を挙げている）であるが、その内容はどのようなものなのであろうか。まずは、STUの教育の構成要素について定める法令の規定を見てみることにする。

STU法は第6条第2項で、「STUは、家庭生活教育（boundervisning）を含む、以下の学科及び諸活動（fag og aktiviteter）を内容とするものでなければならない。」と定め、同項の第1号から第3号までの規定において「学科及び諸活動」の内容について定めている。また、STU法はつづく同条の第3項において、「企業と諸機関での実習は、若者に対して以下のことを提供することにより、教育計画における諸目標を達成することに貢献するものでなければならない。」と定め、同項の第1号から第3号までの規定において「実習」の内容について定めている。

STU法の以上の規定（第6条第2項・第3項）によれば、STUにおける教育の構成要素は、大きく、(1)家庭生活教育を含む「学科及び諸活動」と(2)「実習」であるということになる（省令はさらに、(3)「訓練」を加えている）。

まず、「学科及び諸活動」の内容であるが、第6条第2項は、第1号から第3号までの規定において以下の3つの内容を定めている。すなわち、(ア)「若者の個人的な発展と社会生活に自立のかつ積極的に参加する可能性を促進する学科及び諸活動」（第1号）、(イ)「若者の、社会関係を取り結ぶ能力と自立のかつ積極的に余暇生活を過ごす能力を促進する学科及び諸活動」（第2号）、(ウ)「教育状況又は雇用状況の中で必要となる各種能力の発展を目的としている学科及び諸活動」（第3号）の3つである。

次に、「実習」の内容であるが、第6条第3項は、第1号から第3号までの規定において次の3つの内容を定めている。すなわち、㊦「職業経験、及び労働市場に関連した又は個人的な能力の発展に関連した資格付与を保障するその他の経験」（第1号）、㊧「労働市場とのより強い関係を得るために必要な、また、活動的な成人生活に参加するために必要な、仕事及び共同作業を通した各種の経験」（第2号）、㊨「職場の組織及び労働条件に関する知識」の付与（第3号）である。

以上が、STU法が定める「学科及び諸活動」の内容であり、また、「実習」の内容であるが、STU法は第6条の第4項において、「教育大臣は、授業及び実際的な諸活動の内容に関する規則を定めることができる。」と規定して、それぞれの具体的な内容を省令の規定に委ねることとしているので、次に、省令の規定も見てみることにする。

ここで確認する必要がある省令の規定は、第9条第1項の規定である。同項は、教育計画に含めるべき教育の内容について定める条文であるが、第1項は、「特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育の教育計画は、次のものを含めなければならない。」と定めて、教育計画に含めるべき3つの教育の内容を挙げている。まず、省令が1つ目として挙げるのは、「社会に関するテーマとの組み合わせで、若者の個人的、社会的発展にねらいを定める一般教養の部分」である。この中に「若者のコミュニケーション、社会情勢の知識及び理解、家庭生活の教育、自立的なライフスタイル、家事、家政、公的サービスの知識、教育との関係での補助器具の使用、を発展させる学科が含まれ得る。」(以上、省令第9条第1項第1号)と規定している。2つ目は、「若者の興味と能力、そして特別のスキルの発展を支援する特定の目標を定めた部分」である。この中に「若者の余暇及び興味に向けられた諸活動を支援する学科が含まれ得る。さらに、企業訪問、労働市場状況の授業、企業及び諸機関での実習を視野に入れての準備及び訓練を含む、職業従事に関する諸活動の訓練を用意し実施する学科が含まれ得る。」(以上、省令第9条第1項第2号)と規定している。3つ目は、「教育計画の諸目標を達成することに貢献し、また、若者が実際に、労働市場への入会を検討する機会を得る、企業及び諸機関での実習」(以上、省令第9条第1項第3号)である。なお、省令は、実習については内容に関する具体的な規定を置いていないが、それは、STU法第6条第3項が実習内容の枠組みをある程度示しているからだと思われる。因みに指針は、実習について次のように解説している。すなわち、「実習は、授業的な枠組みの外で、企業及び諸機関で行われることが前提とされている。実習の目的は、とりわけ、若者が職業経験、及び仕事場での共同作業に入ることに伴っての経験を得ることにある。」(指針第5章)と解説している。

以上で確認したように、省令の規定(第9条第1項)をも併せて見てみると、STUの教育は、その目的にあるように(STU法第1条第1項参照)、対象者の個人的、社会的、職業的な能力の発展ないし獲得を目的として、教育内容が多面的に組み立てられているということが分かる。また、STUの教育は、「一般教養の部分」、「特定の目標を定めた部分」、「実習」という3つの構造で組み立てられているということが分かる。法令の規定は、教育内容の枠組みを示すものにすぎないが、省令が挙げている「学科」例の中身を見ても、その内容は、STUの教育の多面性、多様性を示していると見ることができる。

### 3. 教育計画に記されるべき内容

以上に見たように、STUにおける教育の構成要素は実に多様であるわけであるが、ここで、STUの「教育計画(uddannelsesplan)」にはどのような内容が記されなければならないことになっているのかについて確認しておくこととしたい。このことについて定めているのは、省令第7条第2項及び第4項の規定である。

まず、同条の第2項は次のように定めている。すなわち、「特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育の教育計画は、授業計画と、場合によっては各教育場所(省令第8条参照)により管理される教育の部分要素の実施に関する指導、そして訓練、実習等の記述を含む、



若者の教育課程 (den unges uddannelsesforløb) の記述を含めなければならない。さらに、当該教育計画は、教育全体の目標と教育計画等 (省令第4条第2項参照) に関しての計画された指導対話 (vejledningssamtale) の記述を含めなければならない。」と定めている。そして、同条の第4項は、「特別のニーズを有する若者のための教育計画は、教育の進行がどのように計画されているのか、の記述を含めなければならない。」と定めている。

このように省令第7条第2項及び第4項は、STUの教育計画に記されなければならない内容として、次の4つ、すなわち、(1)「若者の教育課程」の記述 (その内容には、(ア)授業計画、(イ)場合によっては各教育場所により管理される教育の部分要素の実施に関する指導、(ウ)訓練、実習等の記述が含まれる)、(2)「教育全体の目標」の記述、(3)「教育計画等に関しての計画された指導対話」の記述、(4)「教育の進行計画」の記述の4つを挙げている。

このほかに省令は、第7条第3項において、「教育の各要素 (hvert element i uddannelsen)」が示さなければならない内容について規定しているので、それを以下に見てみることにする。同条の第3項は次のように規定している。まず、「教育の各要素については、特別のニーズを有する若者のための教育計画において、次のものが示されなければならない。」とした上で、教育の各要素が示さなければならない内容として、以下の3つを挙げている。すなわち、「教育の部分要素が、クラスで、又はグループで、あるいは、特別の場合には個人授業として、どのように計画されるのかを含めて、どこで、そして、いつ行われるかということ (第1号)。60分の授業 (STU法の第7条第1項参照) で示される教育の部分要素の範囲 (第2号)。教育の部分要素の目標設定 (第3号)。」の3つが示されなければならないと規定している。つまり、省令は、教育の各要素 (部分要素) については、(1)教育の各要素 (部分要素) が、どこで、いつ、どのような形態で行われるのか、(2)授業として行われる教育の範囲はどこまでなのか (すなわち、授業の内容)、(3)どのような目標を設定して教育を行うか、の3つが示されなければならないとしているのである。なお、指針は、以上に関して、「教育計画は、各々の教育の要素について、教育の要素を供給する供給者の授業計画、供給内容を加えたものでなければならない。」(指針第5章)との解説をしているが、これは次にみるように、STUにおいては教育の諸要素は他の学校や諸機関により実施されることがあるからである。

#### 4. 教育の諸要素の多様な提供機関 (学校、諸機関等)

STUの教育は、先に見たように、多様な要素から構成されるのであるが (STU法第6条参照)、STUのそのような教育の諸要素は、以下に見る学校や諸機関等によって供給され得ることになっている。このことを定めているのはSTU法の第5条第1項の規定であるが、同項は次のように規定している。まず、「教育計画 (第4条第2項参照) には、以下の各号により供給される諸要素が含まれ得る。」とした上で、第1号から第6号までの規定を用意して、次の学校や諸機関等を挙げている。その学校や諸機関等とは、次のものである。すなわち、(1)特別に組織された課程の形をした補習科 (efterskole) (当該課程には、STU法第4条第2項に定める解明期間、及び若者のための補充の授業提供を含む) (第1号)、(2)私立専門学校 (fri fagskole)

及び国民高等学校 (folkehøjskole) (第2号)、(3)生産学校 (produktionsskole) (第3号)、(4)職業教育機関 (institution for erhvervsrette uddannelse) (第4号)、(5)昼間高等学校 (daghøjskole) (第5号)、(6)作業場及びその他の諸機関 (第6号) である。なお、指針は、教育の諸要素の提供主体になり得るものとして、以上のほかに、成人を対象とする特別教育に関する法律に基づき授業を提供する「コムーネの諸機関 (kommunale institutioner)」や同法に基づき授業を提供する「地域的諸機関 (regionale institutioner)」も挙げている (指針第3章)。このように、多様な要素から構成されるSTUの教育は、多種多様な学校や諸機関等から教育が供給されることになっているのである<sup>(26)</sup>。

## 5. コムーネ議会と多様な提供機関 (学校、諸機関等) との協定の締結

4. で確認したように、STUは、多種多様な学校や諸機関等 (以下では単に「諸機関」という) から教育が供給されることが予定されている。そこでSTU法は、第5条第2項において、「コムーネ議会は、教育の準備 (tilrettelæggelse) に関して、第1項第1号から第6号までに掲げる諸機関と協定を締結することができる (成人を対象とする特別教育に関する法律の第1条第7項参照)。」と規定している (省令第8条第2項も同様の内容を定めている。同項は、コムーネ議会は、STU法第5条第1項第1号から第6号までに掲げる諸機関と、「企業及び諸機関での実習の準備を含めて、STUの準備に関して、協定を締結することができる。」と規定している)。

また、省令は、その第8条第1項において、「成人を対象とする特別教育に関する法律に基づき運営されているコムーネの諸機関のほかに、コムーネ議会は、第1号から第6号までに掲げる諸機関と、当該の機関により供給される諸要素が教育計画の中に含まれることについて、協定を締結することができる。」と規定している (条文中の「第1号から第6号までに挙げられる諸機関」とは、STU法が第5条第1項において、第1号から第6号までに掲げる諸機関と同様のものである)。

以上の法令の規定にみるように、コムーネ議会は、STU法第5条第1項第1号から第6号までに名前が挙げられている諸機関と、(1)「教育の準備 (企業及び諸機関での実習の準備を含む)」をはじめ、(2)「当該の機関により供給される諸要素が教育計画の中に含まれること」についての協定を締結することができることになっている<sup>(27)</sup>わけであるが、この「協定」締結は、多様な要素 (部分要素) から構成されることになっているSTUの教育の特質に鑑みるならば、指針が解説するように、むしろそれは、コムーネ議会の責任であると言うべきことになる。なぜなら、この協定 (コムーネ議会と諸機関との間で締結される協定) の存在を前提として、諸機関において行われる教育がSTUの教育として供給されることになるからである。なお、指針はこの点について、「STUに教育の諸要素を供給する教育諸機関及びその他の企業と協定を締結する責任を有するのは、コムーネ議会である」(指針第3章) との解説をしている。

では、コムーネ議会と諸機関との間で締結される「協定」の内容はどのようなものであるべきなのだろうか。これについて指針は次のように述べている。すなわち、「当該の協定は、教

育の内容、教育の計画及び教育の範囲の枠組みを含めて、任務の実施のためのより詳細な条件を含むものでなければならない。さらに、協定は、予算と勘定、部屋の割り当てと場合によっては部屋への補助金に関する条件、必要な指導者資格と教師資格、コムーネ議会に任務の実施に関する情報を提供する義務を含めて、財政上の条件を含むものでなければならない。」(指針第3章)と解説している。指針の以上の解説によれば、「協定」の内容には、(1)任務の実施のためのより詳細な条件(教育の内容、教育の計画及び教育の範囲の枠組みを含む)のほか、(2)財政上の条件(予算と勘定、部屋の割り当てと場合によっては部屋への補助金に関する条件、必要な指導者資格と教師資格、コムーネ議会に任務の実施に関する情報を提供する義務を含む)が含まれなければならないということになっている。このように見てみると、STUの教育においては、コムーネ議会と諸機関との間で締結される「協定」の内容が非常に重要なものであることが分かる。「協定」により、STUに教育を供給する諸機関との間で、「教育の内容、教育の計画及び教育の範囲の枠組み」が定まるのであり、「必要な指導者資格及び教師資格」等が定まるのである。指針は、「授業(undervisning)」について解説する箇所では、「法律は、授業がどのように計画されなければならないのか、あるいは、指導者及び授業展開に貢献する他の職員がどの正式の資格を保有していなければならないのかについての規定を含めていない。」(指針第5章)ことを指摘しているが、以上の指摘と同時に、そのような事情として以上に見た「協定」の仕組みの存在が前提にあることを指摘している(指針第5章)。この点も、STU法の構造を知る上で重要なポイントの一つであると言えると思われる。いずれにしても指針が解説するように、「教育の諸要素の質、及び教育が法律の要求に合わせて実施されることに対して責任を持つのも、コムーネ議会である。」(指針第3章)ということになるのである。

なお、教育の準備について今一度、確認しておくとする、この点について指針は、「コムーネ議会は、自身で、教育を準備することができるし、あるいは、協定のとおり、準備を他のコムーネ議会へ、又は、昼間高等学校、補習科、職業学校(erhvervsskole)、私立専門学校、国民高等学校、生産学校及び他の諸機関を含む、学校へ委ねることができる(成人を対象とする特別教育に関する法律の第1条第7項参照)。」(指針第5章)と解説している。教育の準備は、コムーネ議会が自身で行うことも、もちろんできるのである。

## 6. 教育全体の授業時間数

STUにおける教育の時間数を定めているのはSTU法の第7条の規定である。同条第1項は、「STUの参加者に対して確保しなければならない授業時間数は、最低でも年間840時間を構成するものでなければならない。授業時間の設定については、60分の授業は1授業時間で計算される。」と定めている。

このようにSTUにおける教育は、最低でも年間840時間を構成するものでなければならないことが法律により定められているが、これについて指針は、年間840時間の授業時間数は、「40週における45分の28授業(lektion<sup>(28)</sup>)に相当する。」(指針第5章)との説明をしている。指



針のこの説明は、つまり、1週間に45分の授業を28授業行う場合、合計授業時間数は1260分(21時間)となるから、週当たり21時間の授業(60分の授業=1授業時間)を40週行うことにより「年間840時間」の授業時間数が確保されるというものである。そうすると、1日当たりの授業時間は、4.2時間ということになる。

STUにおける教育の授業時間数については、STU法第7条第3項の規定にも注目する必要がある。同項は、「実習を含む実際の諸活動及び他の教育諸機関での授業は、1日につき4.2時間で毎年の授業時間数の中に含まれる。」と定めているが、同項については、「実習を含む実際の諸活動及び他の教育諸機関での授業」が毎年の授業時間数に含まれることを法律上、確認している点、また、1日の授業時間数は4.2時間で数える旨を法律上、示している点が注目される。なお、毎年の授業時間数については、指針が、授業時間数には、「場合によっては、解明期間及び若者の教育ガイダンスでの指導対話」も含まれる(指針第5章)との解説をしている点にも注目しておきたい。

STU法が教育の時間数を定めているのは、指針の解説によれば、STUの参加者に対してSTU教育の「一様な提供を保障するため」である(指針第5章)。ここで「一様」とは、言うまでもなく量としての一様である。

STUにおける教育は、最低でも年間840時間を構成しなければならないが、指針が解説するように、授業時間数が毎年840時間以上であることは、何ら差支えがない(指針第5章)。STUの教育は、「望ましい場合には、より多くの内容を含めることができるし、また、時間の点で、より多くの時間を含めることができる。示された枠組みは、教育の提供の範囲の最小を示すもの」(指針第2章)なのである。

他方、STU法は毎年の授業時間数の最小を定めていることから、指針が言うように、3年の教育であるSTU(STU法第2条第1項参照)は、STUの教育を3年を超えて行うこととして、毎年の授業時間数を分散すること(つまり、毎年の授業時間数を縮小すること)はできないということになる(指針第5章)。この点については、毎年の授業時間数との関連で指針が、指針の「第2章」の「制度対象者(Målgrupper)」の項で次のように解説している点が注目される。指針は次のように解説する。すなわち、「制度対象者に含まれていると評価されるすべての若者は、彼らが提供を望む場合には、提供を受けることになっている。つまり、若者が、大きな機能減少に対して、又は、虚弱な機能に対して、教育課程に関する提供を受け取る状況を持ち得る、あるいは、そのような状況にあり得るという話ではない。これに対して、STUの目標設定、内容及び計画は、たとえば、訓練及び社会的諸活動(sociale aktiviteter)の諸要素を、組み立てた教育計画の中に含ませることによって、配慮する必要がある。このようにして、たとえば、若者が840時間の教育の範囲についていくことができないという理由で、拒否がなされることはない。」(下線筆者)と解説している。訳出の稚拙さはともかくとして、以上の解説で注目されるのは、指針が、心身の機能に大きな低下等がある若者に対して、STUの目標設定、内容及び計画の点において、「たとえば、訓練及び社会的諸活動の諸要素を、組み立てた教育計画の中に含ませることによって、配慮する必要がある。」と述べている点である。指針は、「社

会的諸活動」の内容を具体的に記していないが、以上に見るように、STUの対象となる若者が多様であることを前提として、「STUの目標設定、内容及び計画」の作成において、彼らへの配慮を求めている点が注目されるのである。そして指針が、STUの提供は、若者に対し、「たとえば、若者が840時間の教育の範囲についていくことができないという理由で、拒否がなされることはない。」と解説している点が注目されるのである。

## 7. 実習の授業時間数

STU法の第7条第3項は、毎年の授業時間数の中には「実習を含む実質的な諸活動」も含まれると規定していたが、「実習を含む実質的な諸活動」の時間数はどのようにして決められるのであろうか。これについては、STU法の第7条第2項の規定と省令第9条第2項の規定を見てみる必要がある。

STU法第7条第2項は次のように規定している。すなわち、「コムーネ議会は、若者の教育ガイダンスからの提案の後に、第1項に定める毎年の時間数について、個々の若者に対して、どのくらいの時間が実習を含む実質的な諸活動に割り当てられなければならないのかについて決定する。若者の教育ガイダンスは、若者及び両親との協議の後に、当該の提案を行う。」と規定している。

次に、省令第9条第2項の規定であるが、同項は次のように規定している。すなわち、「コムーネ議会は、個々の若者の3年の教育計画の中に、どのくらいの実習を含めることができるかを決定することができる。コムーネ議会の決定は、具体的かつ個人的な若者の評価と、若者及び両親又は保護者との協議及び対話に基づき作成されている若者の教育ガイダンスの提案をもとにしてなされる。当該決定についてコムーネ議会は、STUの詳細な計画を考慮して、若者及び両親又は保護者の希望を相当に重視しなければならない。若者及び両親又は保護者は、コムーネ議会の決定を文書により通知される。」と規定している。

法令の以上の規定によれば、実習を含む実質的な諸活動の時間数は、次のようなプロセスを経て決定されるということになる。まず、①若者の教育ガイダンスが、具体的かつ個人的な若者の評価と、若者及び両親又は保護者との協議及び対話に基づき、実習を含む実質的な諸活動の時間数の提案を作成する。そして、この提案をコムーネ議会に示す。②コムーネ議会は、若者の教育ガイダンスからの提案の後に、個々の若者に対して、どのくらいの時間が実習を含む実質的な活動に割り当てられなければならないのかについて決定する。この決定においては、コムーネ議会は、省令第9条の規定により、若者及び両親又は保護者の希望を相当に重視することが求められる。③コムーネ議会は、当該決定について、文書により若者及び両親又は保護者に通知する、というプロセスである。

筆者の理解では、以上の手続により、実習を含む実質的な諸活動の時間数が、コムーネ議会により決定されることになるわけであるが、ここで注目しておきたいのはやはり、コムーネ議会の決定においては、若者及び両親又は保護者の希望が相当に重視されることになっている点である。この点は、コムーネ議会による3年の個人教育計画の承認の手続においても同様であつ

た（本稿Ⅳ 6. 参照）ことを、ここで思い出したい<sup>(29)</sup>。

なお、若者は、コムーネ議会による以上の決定（STU法第7条第2項の規定に基づく決定）に不服がある場合は、STU法第12条第2項の規定に基づき、特別教育不服審査会に不服申立てをすることができることになっている（省令第19条第2項の規定も参照のこと）。この不服申立ての仕組みについては、本稿のⅦにおいて詳しく考察することとする。

## 8. STU への参加の中断と再開

STU への参加の中断と再開について定めているのは、STU法第8条の規定と、省令第12条、第13条の規定である。

### (1) STU への参加の中断

まず、STU への参加の中断（以下では単に「STU の中断」ということがある）について法令がどのように定めているのかをみてみることにするが、考察を進める前に、STU への参加が中断に至る場合として、次の2つの場合があることを指摘しておくこととしたい。その1つは、若者自身がSTU の中断を申請する場合（a.）であり、もう1つは、コムーネ議会が若者の教育ガイダンスからの提案の後に、STU の中断を決定する場合（b.）である。

#### a. 若者自身が STU の中断を申請する場合

若者自身がSTU の中断を申請する場合について定めている法令の規定は、STU法第8条第1項と省令第12条第1項の規定である。まず、STU法第8条第1項は、「コムーネ議会は、病気又は他の原因のために一時的にSTU を中断することについての若者の申請を承認することができる。」と定めている。そして、省令第12条第1項は、「特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育に参加している若者は、コムーネ議会に対して、教育を一時的に中断することの許可を申請することができる。コムーネ議会は、中断又は1か月以上の期間の教育の休止（pause）についての若者の申請の具体的かつ個人的な評価をもとにして、決定をしなければならない。」と定めている。

法令の以上の規定によれば、①若者は、コムーネ議会に対し、病気又は他の原因のために一時的にSTU を中断することについて、許可の申請をすることができることになっており、②申請を受けたコムーネ議会は、具体的かつ個人的な評価をもとにして、申請に対する決定（承認の可否）をしなければならないことになっている。

なお、省令第12条第1項の規定によれば、STU 制度には「休止（pause）」の概念があり、休止（1か月以上の期間のSTU の休止）の申請に対して、コムーネ議会が承認の可否の決定をする場合があるようである。

#### b. コムーネ議会が若者の教育ガイダンスからの提案の後に、STU の中断を決定する場合

次に、コムーネ議会が若者の教育ガイダンスからの提案の後に、STU の中断を決定する場合について定める法令の規定をみてみることにする。これについて定めているのは、STU法第8条第4項と省令第13条の規定である。まず、STU法第8条第4項の規定であるが、同項は次のように規定している。すなわち、「若者が、教育課程に積極的に参加していない場合

には、コムーネ議会は、若者の教育ガイダンスからの提案の後に、当該若者の STU を中断することができる。」と規定している。このように STU 法は、「若者が、教育課程に積極的に参加していない場合」には、コムーネ議会が STU を中断できると規定しているのである。ところで、b. の仕組みで、ひとまず注目しておきたい点は、以上の場合の「中断決定」は、若者の教育ガイダンスからの「提案」の後に、コムーネ議会が行うとされている点である。このことを確認した上で、省令第13条の規定を見てみることにする。

省令第13条は次のように規定している。まず、第1項が、「若者が、STU に積極的に参加していない場合には、若者の教育ガイダンスは、教育計画の調整を視野に入れて、若者及び両親又は保護者と接触する。その場合、若者の教育ガイダンスは、若者が積極的な参加に関して持っている困難に応じて、若者をより一層、支援する。」と規定している。次に、第2項が、「若者が、常に、STU に積極的に参加していない場合には、若者の教育ガイダンスでの対話に若者及び両親又は保護者が呼び出される注意文書が発送される。この対話との関係で、当該若者の教育計画は、若者が教育に積極的に参加することに関して持っている困難を取り除くことを視野に入れて、さらに調整され得る。」と規定している。そして、これを受けた第3項が、「若者が、なおも、STU に積極的に参加していない場合で、かつ、教育計画の追加の調整が若者の態度を変え得ると評価されない場合は、コムーネ議会は、若者の教育ガイダンスからの提案の後に、若者の STU を中断することについての決定をすることができる。」と規定している。そして、続けて、「当該の決定は、事実と明らかにされた根拠に基づいてなされなければならない、若者の教育場所又は教育場所からの情報は、当該の決定が若者及び両親又は保護者との協議及び対話の後になされるべきであるように、回収され得る。若者及び両親又は保護者は、コムーネ議会の決定を文書により通知され、若者は、他の関連した提供に関する指導が与えられる。」と規定している。

省令の以上の規定は、「若者が、教育課程に積極的に参加していない場合」の、コムーネ議会による STU の中断の可否の決定手続を定めるものであるが、その手続は、次に整理するように段階的に行われることになっている。

まず、①「若者が、教育課程に積極的に参加していない場合」は、若者の教育ガイダンスは、教育計画の調整を視野に入れて、若者及び両親又は保護者と接触することとし、若者が積極的な参加に関して持っている困難に応じて、若者をより一層、支援することとしている。次に、それでもなお、②「若者が、常に、STU に積極的に参加していない場合」(下線筆者)は、若者の教育ガイダンスは、若者の教育ガイダンスでの対話に招集するための注意文書を若者及び両親又は保護者に対して発送することとし、これによりなされる対話を通じて、若者が教育に積極的に参加することを困難とさせている要因を取り除くことを視野に入れて、若者の教育計画をさらに調整することとしている。そして、以上の対応をもってしてもその成果が出ない場合、つまり、③「若者が、なおも、STU に積極的に参加していない場合で、かつ、教育計画の追加の調整が若者の態度を変え得ると評価されない場合」(下線筆者)は、若者の教育ガイダンスはコムーネ議会に対して、STU の中断についての提案をすることになっているのであ



る。そして、④この提案を受けたコムーネ議会は、事実と明らかにされた根拠に基づき、また、若者の教育場所又は教育場所からの情報に基づき（その情報は、中断決定が若者及び両親又は保護者との協議及び対話の後になされるべきであるように、回収される）、当該若者のSTUについて、その中断の可否の決定をするのである。そして、⑤コムーネ議会がSTUの中断決定をした場合は、コムーネ議会は、若者及び両親又は保護者に対して、当該の中断決定を文書により通知するという事になっているのである（以上の場合、若者は、他の関連した提供についての指導が与えられることになっている）。

以上に整理したように、「若者が、教育課程に積極的に参加していない場合」は、省令の第13条が定める手続に従い、コムーネ議会がSTUの中断の可否を決定するのである。ポイントは、コムーネ議会によるSTUの中断決定は、指針も解説するように、「教育計画を調整するより多くの試みがなされているということ、また、若者が有していたに違いない諸問題を解決するより多くの試みがなされているということが、前提」（指針第5章）とされているということである。なお、コムーネ議会によるSTUの中断決定は、これも指針が解説するところであるが、「行政決定に関する問題であるので、当該決定は、理由が述べられ、かつ、不服申立て教示が付されなければならない。」（指針第5章）ことになっている。若者は、STU法第8条第4項に基づくコムーネ議会の決定（STUの中断決定）に不服がある場合は、STU法第12条第2項の規定に基づき、特別教育不服審査会に不服申立てをすることができるのである（省令の第19条第2項の規定も参照のこと）。この不服申立ての仕組みについては、先に述べたように、本稿のⅦにおいて詳しく考察することとする。

## (2) STUへの参加の再開

STUへの参加の再開（以下では単に「STUの再開」ということがある）について定める法令の規定は、STU法第8条第2項と、省令の第12条第2項の規定である。まず、STU法第8条第2項の規定であるが、同項は、「若者は、一時的に病気等のために教育を中断した後に、教育を再開することについて申請することができる。教育の再開についての申請は、若者が満25歳になるまでになされなければならない。教育の再開についての申請との関係において、コムーネ議会は、第3条第1項から第4項までの規定に基づく新しい決定がなされる必要があることを決定することができる。」と規定している。そして省令は、第12条第2項において、「STUの再開については、コムーネ議会は、再調査がなされること、また、若者の教育ガイドンスが教育計画を調整することを要求することができる。」と規定している。

法令の以上の規定によれば、一時的に病気等のために教育を中断した場合は、当該若者は教育の再開についての申請をコムーネ議会にすることができることになっている。ただし、その申請は、当該若者が満25歳になるまでになされなければならないことになっている。

まず、どのような場合に教育の再開についての申請ができるのかであるが、STU法は、「一時的に病気等のために教育を中断した」場合であるとしている。これについて、指針の解説を読むと、指針は、「若者が、自身の希望によりSTUを中断した場合（STU法の第8条第1項参照）、又は、STUを病気又は他の原因のために中断した場合は、若者は、教育を再開すること



について申請することができる。」(指針第5章)と解説している。指針は「他の原因」の具体的内容について特に記していないが、STU法の第8条第2項の規定は、同条第1項による中断との関係で読むのが自然な読み方であると言えるから、教育の再開についての申請ができる場合とは、教育の中断が何かしらの理由により若者の申請によりなされた場合であると解することができると思われる。

ところで、以上の「教育の再開の申請」制度について注目すべき点は、STU法第8条第2項第2文が「教育の再開についての申請は、若者が満25歳になるまでになされなければならない。」と定める一方で、同条が続く第3項において、「コムーネ議会は、特別な場合には、第2項第2文の年齢要求を適用しないことができる。」と規定している点である。そして、これを受けた省令第12条第3項が、「STUの中断が出産又は長期の病気に起因する場合は、コムーネ議会は、STUの再開についての申請は若者が満25歳になる前になされなくてはならないとする、特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育に関する法律の第8条第2項第2文の規定を免除することができる。」と規定している点である。STU法は第2条第3項で、STUへの参加年齢について、「若者は、満25歳に至るまで、コムーネ議会の提供を受け取ることができる。」と規定しているのであるが、STU法第8条第3項及び省令第12条第3項の規定は、STUの中断事由に「特別な場合(STUの中断が出産又は長期の病気に起因する場合)」が認められるときは、教育の再開申請を認める年齢要件を定める規定(STU法第8条第2項第2文)と教育の提供を受けることができる年齢要件を定める規定(STU法第2条第3項)とを適用しないことができる旨を定めているのである。つまり法令は、年齢要件の特例を認める規定を、STU法第8条第3項及び省令第12条第3項に置いているのである。

教育の再開申請ができる場合は以上のとおりであるが、教育の再開申請を受けたコムーネ議会は、どのような手続により再開の可否を決定するのであろうか。これについてSTU法の第8条第2項第3文は、「教育の再開についての申請との関係において、コムーネ議会は、第3条第1項から第4項までの規定に基づく新しい決定がなされる必要があることを決定することができる。」と定めている。この規定によれば、STUの再開決定とは、コムーネ議会による「第3条第1項から第4項までの規定に基づく新しい決定」であると理解することができるが(再開の不可決定もあり得よう)、ここで注目すべき点は、「新しい決定」に至る手続として、コムーネ議会が「新しい決定がなされる必要があることを決定する」手続が先行して存在しているということである。法令は、この「決定」において何が判断されるのかについて特に記していないが、教育の再開手続全体から考えるに、この決定においては、若者の申請が申請要件に該当するかどうか(STU法第8条第2項第1文・第2文)、また、教育の再開申請を認める年齢要件と教育の提供を受けることのできる年齢要件の特例規定(STU法第8条第3項及び省令第12条第3項参照)の適用の可否の判断がなされるのではないと思われる。

STUの再開に係わる決定(可否決定)の手続について、次に注目すべき点は、STU法第8条第2項第3文の規定を受けた省令第12条第2項が、「STUの再開については、コムーネ議会は、再調査がなされること、また、若者の教育ガイダンスが教育計画を調整することを要

求することができる。」としている点である。つまり、若者の教育ガイダンスは、コムーネ議会の要求を受けて、当該申請にかかる若者について、①若者の再調査を行い、STUへの参加（再参加）についてコムーネ議会に提案を行うこと、また、②個人の教育計画を調整し、調整した計画（個人の教育計画の新しい構想）を提案することの責任を持つことになるのである。

以上に見たようにSTUを中断した若者は、法令が定める以上の手続により、コムーネ議会より、STUへの参加の再開についての決定（STU法第3条第1項から第4項までの規定に基づく新しい決定）を受けることができるのである。

## 9. STUに要する諸費用の支払い

STUに要する諸費用に関して指針は、「STUは、若者に対して、無償である。」（指針第6章）と記している。

STUに要する諸費用の支払いについて定める条文で、はじめに確認しておきたい条文はSTU法第5条第3項の規定である。同項は次のように規定している。すなわち、「コムーネは、第4条第2項に定める解明期間、及び補充の授業提供を含む、特別に計画された課程に要する費用を支払うほか、第2項で言及される準備に要する費用を支払う。この下に、コムーネは、生産学校で通常の教育を受ける若者に対して、特別教育や他の特別教育支援等に要する費用を支払うことができる。」と規定している。このようにコムーネは、解明期間と補充の授業提供を含む、特別に計画された課程に要する費用のほか、教育の準備に要する費用を支払うことになっているのである。なお、指針は、以上に関して次の解説をしている。すなわち、「STUにおいて若者のために特別に計画されている教育の諸要素は、たとえ、政府が資金提供する教育を行う民間の教育諸機関により供給される諸要素であっても、常に、コムーネ議会により資金が提供されることになっている。」（指針第6章）と解説している。

また、STU法第5条第5項は、「第1項第2号から第4号までに掲げられる諸機関により供給される通常の教育の諸要素に要する諸費用は、当該活動に適用される法律の諸規定に従い資金提供される。」と定めた上で、「通常の教育への参加のために、場合によっては生じ得る生徒支払い又はそれに相当する支払いに要する諸費用は、コムーネにより支払われる。」と定めている。以上の規定に見るようにSTUは、「通常の教育への参加のために、場合によっては生じ得る生徒支払い又はそれに相当する支払いに要する諸費用」についても、コムーネが支払うこととしているのである。

ところで、STU法第5条a第1項は次のように定めている。すなわち、「コムーネ議会が、他のコムーネに居住する若者の教育及び移動のための諸費用を支払う場合には、当該コムーネ議会は、当該若者が居住するコムーネのコムーネ議会に対して、当該諸費用の償還を請求することができる。」と定めている。

この規定は、指針の解説を読むと、次の2つのことを前提として定められている規定であることが分かるが、その前提とは、「STUに対するすべての費用は、コムーネ議会が支払う」という前提であり、また、「コムーネ議会は、コムーネの住民登録簿に登録されている若者に対

する STU のすべての費用を支払う」という 2 つの前提である（指針第 6 章）。このように STU 法は、STU に要する諸費用は、若者が居住するコムーネ（指針の解説によれば、「コムーネの住民登録簿に登録されている若者」）のコムーネ議会が最終的に負担することになる旨の規定を置いているのである<sup>(30)</sup>。ただし、STU に要した諸費用の支払いを行ったコムーネ議会による以上の償還請求（教育及び移動に要した諸費用に対する償還の請求）は、STU 法第 5 条 a 第 4 項の規定により、「当該教育が実施されてから遅くとも 12 か月以内に申し出られていなければならない。」ことになっている。

## 10. 居住地の変更と STU への参加

ここで、若者の居住地の変更と STU への参加について説明しておきたい。若者が居住地を変更する場合の STU への参加については、次の 2 つの場合があり得る。

1 つは、居住地の変更後も、移転前のコムーネで提供を受けていた STU に継続して参加する場合である。指針の解説によれば、「コムーネは、特別のニーズを有する若者に対して、3 年の STU を提供する義務がある [ので、] このような教育を提供されている若者は、当該若者が当該コムーネから引越すことに関係なく、自分の教育を継続する権利を有する。」（指針第 6 章）のである（他方、移転先コムーネは、STU を提供する義務はない。若者は 1 つの STU を受ける権利を有するのである）。しかしこの場合、先に記したように（本章の 9. を参照のこと）、STU に要した諸費用のコムーネ議会の負担のあり方が問題となるので、STU 法はその第 5 条 a 第 1 項において、STU に要する諸費用の支払いを行ったコムーネ議会は、若者の移転先コムーネに対して、負担した当該諸費用について償還請求を行うことができる旨の規定を置いているのである。

もう 1 つは、居住地の変更に伴い、移転前のコムーネで提供を受けていた STU を中断して、移転先のコムーネが提供する STU に「継続して」参加するという場合である。このような方法での STU への参加について定めているのが STU 法第 5 条 a 第 2 項の規定であるが、同項は、「若者が、STU を提供しているコムーネから引越しをし、その関係で当該教育を中断する場合には、当該若者は、STU を転入のコムーネで継続することについて申請することができる。STU の継続 (fortsættelse) についての申請との関係において、当該若者が転入したコムーネのコムーネ議会は、第 3 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づく新しい決定がなされる必要があることを決定することができる。」と定めている。この条文の読み方は、STU の再開の可否の決定手続について定める STU 法第 8 条第 2 項の規定の読み方と基本的に同じでよいと思われるが（本稿 V 8. (2) の記述を参照のこと）、ここにおいてもコムーネ議会（若者の移転先のコムーネ議会）は、省令第 12 条第 2 項が定める手続と同様の手続のもとに（省令第 12 条第 2 項は「STU の再開」手続について定める規定であるが、STU 法第 5 条 a 第 2 項の規定もまた、同法第 8 条第 2 項の規定と同様に「STU の中断」を起点としたコムーネ議会の新たな決定の手続を定める規定であることから、STU 法第 5 条 a 第 2 項に基づく「STU の継続」申請に対しても、省令第 12 条第 2 項が定める手続と同様の手続が採られることになるものと思

われる<sup>(31)</sup>、若者のSTUの継続申請について、継続の可否の決定を行うということになるのである。

## 11. コムーネ議会による能力報告書の作成と発行

コムーネ議会による能力報告書の作成と発行については、STU法第9条と省令第17条が定めている。

### (1) コムーネ議会による能力報告書の発行

若者がSTUを修了したときは、コムーネ議会は、能力報告書を発行することになっている。このことについて定めているのは、STU法第9条第1項の規定であるが、同項は、「STUの修了に際してコムーネ議会は、獲得した能力の記述を含めることになっている能力報告書(kompetencepapir)を発行する。当該能力報告書は、教育全体の目標及び個々の教育部分の目標に対する若者の達成度の評価を含むものでなければならない。」と定めている。

### (2) 能力報告書の作成様式

能力報告書の作成及び内容については、規則への委任について定めるSTU法第9条第3項の規定(同項は、「教育大臣は、能力報告書の作成及び内容に関する規則を定める。」と規定している)を受けた省令第17条が定めているが、同条はまず第1項において、能力報告書の様式について次のように定めている。すなわち、「STUの修了に際してコムーネ議会は、若者のために能力報告書の発行の準備をする。能力報告書の作成に際しては、この省令に添付2として転載されている、また、www.uvm.dkに掲載されている能力報告書の作成のための用紙が使用されなければならない。ただし、能力報告書は、若者の希望に基づいて飾り付けることができる個別に仕上げられた表題紙を付けて、発行することができる。」と定めている。

省令第17条第1項は、能力報告書の作成様式について定める条文であるが、同項が定めるように、コムーネ議会が能力報告書を作成するにあたっては、省令に添付2として転載されている、また、教育省のホームページに掲載されている「能力報告書の作成のための用紙」が使用されなければならないことになっている。ただし省令は、そのような能力報告書について、「能力報告書は、若者の希望に基づいて飾り付けることができる個別に仕上げられた表題紙を付けて、発行することができる。」と規定して、コムーネ議会は能力報告書の作成において工夫を施すことができると規定している。能力報告書はこのように、個別の表題紙を付けることができる上に、その表題紙は若者の希望に基づいて飾り付けることができることになっているのである<sup>(32)</sup>。

ところで、指針は、「能力報告書の一式」がどのようなものであるのかについて具体的に説明しているので、その説明を以下に引用しておくこととしたい。指針は次のように説明している。すなわち、「能力報告書は、(略)若者自身が希望するところにしたがって、写真や、鮮やかな色合い等々の名前でもって飾り立てることのできる個別に仕上げられた表題紙とともに用意することが可能である。基本的には、必要事項が記載された能力報告書がカバーの中に納められる。そのカバーは、場合によっては、名前が記された個別の表題紙を付けて準備される。



また、カバーの中には、同時に、各種の証明書、所見、教育の諸要素を供給した教育場所、実習場所等々からのその他の資料文書が納められる。」(指針第9章)などと説明している<sup>(33)</sup>。

### (3) 能力報告書の作成手続

以上が、能力報告書の作成様式ないし一式についてであるが、次に、省令が能力報告書の作成手続をどのように定めているのかについて確認しておくこととしたい。能力報告書の作成手続を定めるのは省令の第17条第2項の規定であるが、同項は次のように定めている。すなわち、「能力報告書を発行する前にコムーネ議会は、教育がどのように進行したかについての対話を行うために若者を招集する準備をする。当該対話の招集は、通常、最も遅くとも教育の終了が期待される1か月前までに行われなければならない。若者が希望する場合は、若者は当該対話において、両親又は保護者、あるいは若者が信頼する他の者により援助されることができる。」と定めている。

省令の以上の規定に見るようにコムーネ議会は、能力報告書の作成に先立って、教育がどのように進行したかについての対話を若者で行うことになっている。省令はこの対話について、その「招集は、通常、最も遅くとも教育の終了が期待される1か月前までに行われなければならない。」と規定しているが、指針はこれについて、「教育の終了への期待が適切に評価される場合には、より前に行うこともできる。」(指針第9章)と解説している。

省令の規定にあるように、この対話の準備はコムーネ議会が行うわけであるが、これについて指針は、「対話に関しては、当該対話の実施の前に次の諸要素をよく検討することがよい実践であるということになる。」と述べて、検討すべき諸要素として、以下の4つのことを挙げている。その4つとは、(1)「対話は、準備され、また、構造化されていなければならないこと」、(2)「適切な時に、文書により対話に招集されること。これにより、生徒及び場合によっては援助者が、当該対話の間に起こることになっていることを知っていること」、(3)「能力報告書の編集のときに場合によっては使用され得る、対話の記入用紙を作成することがよく検討されること」、(4)「対話は、STUが終了した後の諸計画に関する項目を含めること」の4つである(指針第9章)。指針の以上の記述は、対話の実施において検討されるべき手続的事項のほか、対話のよりよい実施のために検討が必要であると考えられる事項などについて言及するものであるが、指針の以上の記述からも明らかであるように、STUは能力報告書の作成においても、若者との対話を重要視しているのである。

省令はまた、「対話」手続について、「若者が希望する場合は、若者は当該対話において、両親又は保護者、あるいは若者が信頼する他の者により援助されることができる。」と規定している。この規定にあるように若者は、自身が希望する場合は、コムーネ議会との対話において、援助者(両親又は保護者、あるいは若者が信頼する他の者)からの援助を受けることができることになっている。つまり、多様な若者を対象とするSTUにおいては、若者の希望に基づいて、若者を援助する援助者が以上の「対話」手続に参加することができることになっているのである<sup>(34)</sup>。

以上に確認したようにSTUでは、能力報告書の作成に先立って、コムーネ議会が若者と対



話をする事になっているのであり、この対話を通じて、若者の「教育がどのように進行したか」などの確認がなされる事になっているのである。そして、この「対話」手続を経た後にコムーネ議会が、「獲得した能力の記述」及び「教育全体の目標及び個々の教育部分の目標に対する若者の達成度の評価」などを内容に含めた「能力報告書」を作成し、これを発行するということになるのである。

#### (4) STU が中断された場合の能力報告書

なお、STU 法は、第 9 条第 2 項において、「STU が中断される場合は、完了した教育部分に対する能力報告書が発行される。」と規定している。また、同法の規定を受けた省令第 18 条は、「若者が STU を中断する場合、あるいは、STU がコムーネ議会により中断される場合（第 13 条第 3 項参照）は、コムーネ議会は、部分的に成し遂げられた教育に対する能力報告書の発行の準備をする。第 17 条の規定が準用される。」と規定している。このように STU は、STU が中断される場合は、その中断がコムーネ議会の決定によりなされる場合（STU 法第 8 条第 4 項、省令第 13 条第 3 項参照）であっても、「完了した教育部分に対する能力報告書」を発行することとしているのである。コムーネ議会は、省令第 17 条の規定を準用して、当該の「能力報告書」を作成し、発行するのである。

## VI 移動等 (STU 法の第 4 章)

STU 法は、第 4 章として、「移動等」のタイトルのもとに、第 10 条と第 11 条の 2 つの条文を置いている。まず、「移動 (befordring)」について定める第 10 条の規定をみてみることにする。

### 1. STU への参加のための移動の制度

STU 法第 10 条第 1 項は、「コムーネ議会は、自宅又は決まった負担軽減住居 (fast aflastningshjem<sup>(35)</sup>) と STU に参加する若者のための教育機関又は実習場所との間の必要な移動に対して、その用意を行うか、又は、移動に要する諸費用を支払う。」と定めている。STU はこのように、STU への参加に必要となる移動について、現物給付として、若者に対して移動の用意を行うか、あるいは、金銭給付として、若者に対して移動に要する諸費用を支払うかのどちらかを行うとしている。

ただし、STU 法は、第 10 条第 2 項の規定により、移動に関する制度（以下では単に「移動の制度」ということがある）の具体的内容を、省令に委任することとしているので（STU 法第 10 条第 2 項は、「教育大臣は、移動に関する規則を定める。」と規定している）、その詳細は、同項の委任を受けた省令第 14 条から第 16 条までの規定をよく読む必要がある。

まず、省令第 14 条の規定であるが、同条は、「コムーネ議会は、診断書又は若者の自身の移動能力についての他の専門家の意見に基づいて、移動ニーズの種類及び程度について決定する。」と規定している。このように移動の制度においては、STU に参加する若者の「移動ニーズの種類及び程度」をはじめに決定して、若者の移動ニーズや若者の希望等に應えることので

きる最も適切な方法で、若者の移動の保障（STUに参加するための移動の保障）をすることになっているのである。

次に、省令第15条の規定を見てみると、同条は第1項から第3項までの規定において、「特別の移動ニーズを有する若者」に対するコムーネ議会の移動保障義務の履行方法等について定めている。まず、第1項は、「コムーネ議会は、状況に応じた最も適切な方法で、特別の移動ニーズを有する若者の移動の用意をする。若者が自身で移動の用意をすることを希望する場合は、コムーネ議会は、取り決め通りの毎月の金額でもってこれに貢献する。若者が、特別な補助器具の助けによって自身を移動することができる場合は、コムーネ議会は、これに対する費用を支払うことによって移動義務（befordringsforpligtelsen）を果たすことができる。」と定めている。このように第1項は、コムーネ議会は、「特別の移動ニーズを有する若者」に対して、以下に整理する3つの方法、すなわち、(1)「状況に応じた最も適切な方法」で若者の移動の用意を行うとの方法、(2)若者が自身で移動の用意をすることを希望する場合は、取り決め通りの毎月の金額を若者に支払うとの方法、(3)若者が特別な補助器具の使用により自身で移動することができる場合は、補助器具の使用に要する費用を支払うとの方法で、移動の義務を果たすことができる旨を定めているのである。

次に、第2項の規定であるが、同項は、「若者は、問題の身体的又は精神的な体質が公的な移動手段の利用を許す範囲内で、また、公的な移動手段の利用が不合理に長い移動時間及び待ち時間を伴わない範囲内で、公的な移動手段を利用することを指示され得る。必要ならば、自宅、決まった負担軽減場所（fast aflastningssted）あるいは授業場所と最も近い公的な移動手段との間の移動が個別に用意されなければならない。コムーネ議会は、これに対する諸費用を支払う。」と定めている。このように第2項は、若者の障害が公共交通機関の利用を許す範囲内のものであり、かつ、当該の若者に公共交通機関の利用を求めることが不合理でないときは、コムーネ議会は当該の若者に対して、公共交通機関の利用を指示することができるのである。また、必要な場合は、公共交通機関を利用するまでの間の移動を、コムーネ議会在個別に用意し、コムーネ議会在これに対する諸費用を支払うとしているのである。

そして、第3項の規定であるが、同項は、「若者が移動において付き添いを必要とする場合は、コムーネ議会は、そのような配置を用意するとともに、これに対する費用を支払う。」と定めている。このように第3項は、若者が移動において付き添いを必要とする場合は、コムーネ議会在若者に付き添う付添人を配置し、これに要する費用を支払うと定めているのである。

なお、省令第15条第4項は、「自身を移動することができないことの原因となる一時的な病気の場合には、第1項から第3項までの規定が準用される。」と定めている。この規定により、STUに参加する若者は、一時的な病気により自身で移動することができない場合であっても、「移動の制度」の適用を受けることができることになっているのである。

ところで、省令は、第16条において、「特別の移動ニーズを有しない若者」に対する「移動払戻金（befordringsgodtgørelse）」の仕組みを定めているので、それを次に見てみることにする。第16条は次のように定めている。すなわち、「自宅又は決まった負担軽減場所から授業場所ま

での距離があり、22キロメートル又はそれ以上の帰路がある特別の移動ニーズを有しない若者に対しては、移動払戻金が支払われる。公的な移動手段での移動に関しては、コムーネは、実際に支払われた諸費用を払い戻す。また、自身の移動手段での移動に関しては、コムーネ議会により定められたキロメートル当たりの払戻金を支払う。」と定めている。このように省令は、「自宅又は決まった負担軽減場所から授業場所までの距離があり、22キロメートル又はそれ以上の帰路がある特別の移動ニーズを有しない若者」に対しては、コムーネ議会が、当該の移動について「移動払戻金」を支払うとしているのである。

## 2. 必要な教育器具の無償による提供

STU法の第4章に置かれるもう1つの条文は、第11条の条文である。同条は次のように規定している。すなわち、「コムーネ議会は、必要な教育器具 (undervisningsmiddel) を参加者が無償で利用することができるように配慮する。」と定めている。

STU法第11条は、STUに参加する若者が、STU教育への参加(具体的には、教育課程に含まれる授業、訓練、実習及びその他の諸活動への参加)において必要となる教育器具を無償で利用することができるように、その配慮をコムーネ議会に求める規定である。

これについて指針は、STUに参加する若者が、STU教育への参加においてどの教育器具を必要とするかということが、その使用の指導を含めて、「教育計画」に記述されることが重要であると解説している(指針第8章)。つまり、若者が必要とする教育器具が教育計画に記されることにより、コムーネは教育器具の準備に要する費用を「特別に計画された課程に要する費用」として支払うということになるのである(STU法第5条第3項の規定を参照のこと)。

なお、指針は、STUに参加する若者が必要とする補助器具に関して、次のような解説をしているので、それを以下に引用しておくこととしたい。指針は次のような解説をしている。すなわち、「補助器具との関係においては、たとえば、ITリュックサック (it-rygsæk) のような授業/教育の実施に依りて必要である補助器具と、たとえば、補聴器又は車椅子のような個人の補助器具である補助器具とは区別されなければならない。個人の補助器具は、社会保障立法の諸規定に基づき提供される。」(指針第8章)との解説をしている。

## VII 不服申立て等 (STU法の第5章)

STU法の第5章も2つの条文からなる章である。第12条と第13条がこの章に属するが、本稿ではこの章のタイトルにもなっている「不服申立て (klage)」の制度について定める第12条の条文のみを考察することとする。

### 1. 不服申立て制度について定める法令の規定

STU法第12条は、第1項で、「コムーネ議会の決定は、上級行政庁に申立てることはできない(但し第2項参照)。」と規定した上で、第2項において、「第3条第1項及び第4項、第7

条第2項、第8条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくコムーネ議会の決定は、若者により、特別教育不服審査会 (Klagenævnet for Specialundervisning) に申立てられ得る。同様のことが、STUの内容に関するコムーネ議会の決定に適用される。」と定めている。

そして、同条の規定を受けた省令第19条が、第1項で、「コムーネ議会の決定は、他の行政庁に申立てることはできない (但し第2項参照)。」と規定した上で、つづく第2項で、「STUの提供についての、あるいは提供の拒否についてのコムーネ議会の決定は、若者により、特別教育不服審査会 (国民学校に関する法律の第51条 a 参照) に申立てられ得る。同様のことが、次のコムーネ議会の決定に対して適用される (STU法の第12条第2項参照)。」と規定し、特別教育不服審査会に対する不服申立ての対象となるコムーネ議会の決定を5つ挙げている。その5つとは、「第1号 若者の制度対象者評価 (についての決定)、第2号 STUの内容 (についての決定)、第3号 STUからの休止を中止すること、又は継続することについての申請の拒否 (の決定)、第4号 STUの再開との関係における、年齢要件の適用免除についての申請の拒否 (の決定)、第5号 STUの中断 (についての決定)」(括弧内の記述は筆者による加筆)である。

法令の以上の規定に見るように、コムーネ議会の決定に対して若者が不服を抱いた場合は、当該若者は、専ら、国民学校に関する法律の第51条 a に基づき設置されている特別教育不服審査会<sup>(36)</sup>に対して、自身が抱いた不服を申立てることができることになっているのである。

## 2. 不服申立ての対象となるコムーネ議会の決定

不服申立ての対象となるコムーネ議会の決定は、先にみたように、法令が列挙する次の6つの決定である。その6つとは、(1)STUの提供、あるいは提供の拒否についての決定、(2)若者の制度対象者評価についての決定、(3)STUの内容についての決定、(4)STUからの休止を中止すること、又は継続することについての申請の拒否の決定、(5)STUの再開との関係における、年齢要件の適用免除についての申請の拒否の決定、(6)STUの中断についての決定である。したがって、特別教育不服審査会は、指針が解説するところを引用すれば、「たとえば、移動やコムーネ間の支払い関係に関するコムーネ議会の決定に対しては判断をすることができない。」(指針第10章)ということになる。

## 3. 不服申立てを行うことができる者等

特別教育不服審査会に対して不服申立てを行うことができるのは、コムーネ議会の決定を受けた若者、すなわち、決定の名宛人である若者である。なお、これについて指針は、「両親又は保護者は、若者からの委任状に基づき、若者を代理して不服を申立てることができる。」(指針第10章)との解説もしている。

因みに指針は、コムーネ議会が不服申立ての対象となる決定を行う場合について、コムーネ議会は当該の決定に際して、不服申立てができる旨の教示を書面により行う必要があること(以上を「不服申立ての教示義務」という)を再三指摘している(本稿におけるこれまでの記述を

参照のこと)。なお、指針は、「STUに関する案件においては、不服申立て期間 (klagefrist) は存在しない。」(指針第10章)との解説をしている<sup>(37)</sup>。

#### 4. 特別教育不服審査会による不服の審査

若者からの不服申立てを受理した特別教育不服審査会は、これに対する審査を行うこととなるが、この審査について指針は、「特別教育不服審査会は、コムーネ議会の諸決定の適法性に対する判断を行うほかに、当該諸決定の合理性及び／又は適切性の問題に対する判断も行うことができる。」(指針第10章)との解説をしている。指針の以上の解説は、不服申立て案件の「審査権の範囲」について解説するものである<sup>(38)</sup>が、指針が述べるように、行政不服審査においては決定の適法性(適法・違法)の問題のみならず、決定の妥当性(当不当)の問題に対しても審査が及ぶ点の特徴となっているのである。

#### おわりに

以上で、STU制度を形作るSTUの法令の構造と内容についての考察を終えることとするが、STU制度の理解のためには、法令により形作られた制度が、制度の実施主体であるコムーネ議会において実際にどのように運営されているのか、また、法令に基づくコムーネ議会の諸決定について、若者からどのような不服が申立てられており、特別教育不服審査会はこれに対してどのような判断をしているのか、といった点についての理解が重要になると思われる<sup>(39)</sup>。

その点、本稿の考察は、STU制度を形作る法令と法令所管省が発出している行政指針の解説を手掛かりとして、STU制度の枠組みを明らかにしたに留まるものである(本稿では取り上げていないSTU法の条文や指針の記述もある)。言うならば、STU制度の実像を明らかにするための研究の入り口にようやく辿り着いたに過ぎないものである。筆者としては、先に記した研究課題に取り組むことを通じて、デンマークのSTU法の研究をさらに深めていきたいと考える。読者各位からの忌憚のないご意見とご教示を賜ることができれば幸いである。

\*本稿の【資料編】は、次号に掲載する予定である。

#### 注

(25) なお、指針は、「法律も省令も、授業(時間)(undervisning (timer))とみなされ得るものの、より明確な定義を置いていない。」(指針第5章)と指摘しているが、「授業」に関して指針は次のような解説をしているので、その内容を以下に紹介しておくこととしたい。指針は、「授業は、若者の希望及び学習戦略に一致するならば、実地に基礎が置かれたものに計画され得る。」(指針第3章)と解説している。

(26) なお、指針は、「実習、実際の諸活動又は訓練を伴う教育の諸要素は、企業及び諸機関、たとえば、レクレーション・センター(fritidshjem)により供給され得る。」(指針第3章)と記



- している。
- (27) なお、指針は、「子ども・教育・男女共同参画省は、STUに教育の諸要素を供給する諸機関を承認することになっていない。」(指針第3章)と解説している。
- (28) lektion(授業)は、普通は45分である。
- (29) ところで、指針の解説によれば、実習を含む実際の諸活動については、以前はSTU法において年当たりの最高時間数が定められていたようである(指針第5章参照)。これについて、青木真理らによるSTU法の条文訳を確認してみると(青木、谷、杉田(2013)・前掲注(3)26頁)、かつてのSTU法の第7条第2項は、「インターンシップを含む実習活動の割合は、1年に280時間を上限とする。」と定めていたことが分かる。また、同条第3項は、「基礎自治体委員会は、青年本人と親の要望にもとづき、それが本人にとって最良ということを示す特別な根拠があるときには、第2項を変更することができる。」と定めていたことが分かる(訳文中の「基礎自治体委員会」とは「kommunalbestyrelsen」の訳出と思われるが、筆者はこれを「コムーネ議会」と訳出している)。
- (30) なお、指針は次のような解説もしている。「コムーネ議会は、(略)当該コムーネに国民登録住所を有するが、コムーネ平衡(kommunal udligning)及びコムーネに対する一般補助金の計算のときに他のコムーネの人口に含まれる若者の教育に要する諸費用に対しては、他のコムーネからの支払いを請求することができる。」(指針第6章)との解説もしている。
- (31) 因みに指針は、以上に関して次のような記述をしているので、それを以下に引用しておくこととする。指針は次のように述べている。すなわち、「若者が、STUを提供しているコムーネを移転し、かつ、その関係で、当該教育を中断する場合は、当該若者は、移転先コムーネで教育を再開する可能性を持つことになる。」(下線筆者)(指針第6章)と記述している。STU法第5条a第2項がいう「継続」は、この継続が一度「中断」を経て行われるものであるという点で(ただし、「再開」の場合とは「中断」事由が異なる。また、「中断」期間も異なると考えられる)、STUの実施過程上は、「再開」と同様の位置づけにある概念であると思える。
- (32) 以下は筆者の推測であるが、省令が以上の工夫の余地について特に定めているのは、コムーネ議会が若者のために発行する能力報告書は、個々の若者が獲得した能力の記述を内容に含める個々の若者のオリジナルなものであるとの理解が出发点としてあるからではないかと思われる。
- (33) 指針はまた、能力報告書について、「若者に関する情報を取得し、又は交換しなければならない場合は、若者又は両親/保護者が同意宣言に署名することになっていること」に触れて、「当該同意宣言は、能力報告書の記入用紙にも添付されている。」との説明をしている(指針第9章)。
- (34) 指針は、コムーネ議会と若者との対話の実施に係わるることとして、次の言及をしている。「若者の教育ガイダンスからの協力者や就職支援センター(jobcenter)からの協力者が対話に参加するというのもまた、目的に合ったことであり得る。これら協力者の対話への参加の目的は、STUから、場合によってはさらに続く就職支援センターでの課程への移行において、成果の継続を確実にすることにある。」(指針第9章)と述べている。
- (35) aflastningというデンマーク語について、前掲注(17)の『スウェーデン・デンマーク福祉用語小辞典』は、「負担軽減(サービス)、relief stay」という日本語訳、英語訳を記している。そして、この言葉について次の解説をしている。すなわち、「aflastningという言葉の意味は広いが、社会福祉分野では、高齢者や障害者を介護している者の負担を軽減するために、あるいは外出を可能にするために、高齢者や障害者を短期間、施設、住宅などに滞在させるサービスの意味で使われることが多い。(略)」と解説している(7頁)。
- (36) 特別教育不服審査会についての情報は、たとえば、www.klagenævnet.dkから入手することができる

- できる。
- (37) STUに関する案件においてはいかなる理由で、不服申立て期間は存在しないとされているのかは、今後明らかにすべき研究課題である。STU及びSTUの教育の特性への理解とともに、STUにおける「不服」が有する意味を制度がどのように捉えているのかという点に注目する必要があると考える。
- (38) なお、指針は、特別教育不服審査会による不服申立ての審理について、次の解説をしているので、それを以下に引用しておくこととする。指針は次の解説をしている。すなわち、「不服申立ての審理に際し、特別教育不服審査会は、当事者からの意見聴取 (partshøring)、理由付記 (begrundelse) 及び不服申立ての教示 (klagevejledning) についての諸規定を含めて、当該コムーネの案件処理に関する形式面の定め (formelle regler for kommunens sagsbehandling) が遵守されているかどうかを判断することになる。一方、特別教育不服審査会は、当該コムーネのより一般的な行政手続、たとえば、案件処理期間 (sagsbehandlingstiden) に対する判断は行うことができない。」(指針第10章)との解説をしている。ここにおいても、STUにおける不服申立ての制度が、案件処理期間についてはいかなる理由で、不服申立ての判断の対象外としているのかという点に注目する必要がある。これについても、STUの特性に注目する必要があると考えるが、とくに、STUの教育が、参加者である若者の条件、ニーズ及び関心に基づいて個別に計画されるものであるという点に注目する必要があるのではないかと考える。つまり、STUは特別のニーズを有する多様な若者を対象としていること、そしてその教育は個別に計画する必要があること (STUの教育の個別性と多様性) などから、STUにおける不服申立ての制度は、コムーネ議会がSTUに関する決定をするに際しては個々の案件ごとに相応の時間が必要になるなどと考えて、案件処理期間については審査の対象としないとしているのではないかと推測されるのである。
- (39) STUの理解においては、さらに、若者の教育ガイダンスが果たしている役割や当該機関の働きの実際、また、STUで実践されている教育 (STUに教育を供給する学校や諸機関が行う教育を含む) の実際についての理解も重要であると考え。これらについては、本稿の注(3)で記した先行研究があり、それら先行研究から多くの学びと示唆を得ることができるということを、ここに記しておきたい。

(受理日 2020年1月8日)